

平成 27 年度 第 2 回 珠洲市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所		平成 27 年 11 月 25 日（水）午前 9 時～10 時 30 分 庁舎 3 階会議室	
出席委員		赤坂 敏昭（監査委員） 出席 委員長 乙谷 衛一（公平委員） 出席 職務代理者 吉田 俊夫（監査委員） 出席 （敬称略 五十音順）	
次第		1 開 会 2 挨拶 3 珠洲市入札監視委員会委員長並びに職務代理者の選任について 4 議 事 （1）珠洲市入札契約制度について （2）審議対象工事の抽出結果の報告 （3）審議対象工事の審議 （4）その他 5 閉 会	
審議対象期間		平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日	
抽出件数		5 件	
建設 工事 等	一般競争入札	1 件	・（仮称）健康増進施設 改修・増築工事（建築）
	指名競争入札	3 件	・晴気台配水池更新工事 ・珠洲消防庁舎建設工事（緊急出動表示－電気設備） ・平成 27 年度 小泊漁港施設機能保全計画策定業務
	随意契約	1 件	・（仮称）健康増進施設改修・増築工事に伴う監理業務
委員からの質問及び それに対する回答等		別紙 1 の通り	
委員会による意見の 具申内容		具申なし	

別紙 1

質問・意見	回答
・珠洲市入札監視委員会委員長並びに職務代理者の選任について ・珠洲市入札契約制度について ・ 質疑なし ・(仮称)健康増進施設 改修・増築工事(建築)【一般競争入札】 ・入札参加者が 1 者だけであったが、どういった理由が考えられるか？ ・総合点数が資格要件の 650 点以上を満たしている業者が参加できない理由は？ ・晴気台配水池更新工事【指名競争入札】 ・市内で施工可能な業者はいなかったのか？ ・下請契約は市内業者と締結しているか？	委員の互選により、委員長に乙谷委員、職務代理者には吉田委員で決定する。 ・明確な理由はわからないが、今回の資格要件として、配置する技術者は 1 級の者を専任配置としており、技術者の確保が難しいということが理由の 1 つではないかと考える。 ・今回の入札参加資格要件として、総合点数以外にも年間平均完成工事高が予定価格の 1 倍以上、特定建設業許可を有する者という要件があり、これら全てを満たす者でなければ参加ができないというものである。 ・当該工事は、水道施設工事で A 等級業者が対象となるが、市内には A 等級の水道施設工事有資格者がいない。また、ステンレス製の配水池を築造する工事であり、全国的にも施工可能業者が少なく特殊な工事であるため、市内業者での施工は難しいと思われる。 ・珠洲市建設工事標準請負契約約款第 6 条の 2 の中で、下請契約を締結する場合は、市内業者と締結するよう努めなければならない

・珠洲消防庁舎建設工事(緊急出動表示－電気設備)【指名競争入札】 ・特定建設業許可と一般建設業許可にはどういった違いがあるのか？ ・平成 27 年度 小泊漁港施設機能保全計画策定業務【指名競争入札】 ・これまでの傾向を見ると同じ業者が何度も指名業者として選定されている様に感じるが、指名業者に偏りは出ていないか？ ・設計額は実勢価格に見合ったものとなっているか？ ・(仮称)健康増進施設改修・増築工事に伴う監理業務【随意契約】 ・当該施設の建築時の設計業者は？	となっており、可能な部分については市内業者と締結していると思われる。 ・建設業を営むものは一般建設業許可が必要となるが、発注者から請負った工事で、3,000 万円以上（建築一式工事は 4,500 万円以上）の下請契約を締結しようとする場合は、特定建設業許可が必要となるものである。 ・地域要件や本市での受注実績を考慮して選定しているため、県内に本店を有する業者等、指名回数が増える業者はあるが、特定の 1 業者に指名回数が偏るということはないように配慮している。 ・東日本大震災等の影響で労務単価や資材単価が高騰し、設計単価と実勢価格に乖離が見られるという時期はあった。本市においても平成 25 年度にこの影響からか、入札不調が続くということがあった。しかし、平成 25・26 年度の 2 ヶ年で単価の引き上げが行われたことにより、現在は不調も発生していないため、実勢価格に見合ったものになっていると思われる。 ・二木建築事務所であるが、この業者は既に
--	---

・当該工事の実施設計業者は？ ・その他	廃業したと聞いている。 ・(株)釣谷建築事務所である。 ・次回において、第 6 条の抽出委員は、吉田委員に決定する。
---	--